

交通安全情報

令和元年 11 月 29 日

【 編集・発行 】
環境水道部くらし環境課
市民生活グループ

運転中のスマホ使用が厳罰化されます!!

近年、スマートホンの普及に伴い「ながらスマホ」などによる交通事故が増加傾向にあり、令和元年12月1日施行の「道路交通法」改正によりながらスマホの罰則が強化されます。

運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中にスマホ等を使用 携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像注視（保持）する行為



	改正前	改正後
罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	1点	3点

さらに事故を起こした 携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為



	改正前	改正後
罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型…1万2千円 普通…9千円 二輪…7千円 原付…6千円	適用なし (反則金制度の対象外となり、 すべて罰則の対象に)
点数	2点	6点 (免許停止)

道路交通法の一部が改正されました

運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

幅広い理由で再交付が可能に。

名字の変更
住所の変更

運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。

また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

様々な特典を受けられる証明書です!